

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 27 日公布、同日施行）
【改正の概要】	
<p>○ 軽油引取税</p> <p>いわゆる「トリガ一条項」について、地方揮発油税に係る適用停止措置が停止される間、その適用を停止する。</p> <p>（参考）トリガ一条項について</p> <p>当分の間、税率を 32,100 円/kℓ（本則税率 15,000 円/kℓ）とする特例措置について、ガソリン価格高騰時において次により揮発油税等の税率の特例の適用（本則税率を上回る部分の課税）が停止される場合に、軽油引取税についても適用を停止する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標となるガソリン価格が、連続 3 カ月にわたり 160 円/ℓ を超えることとなった場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する。 ・ 停止後、同価格が、連続 3 カ月にわたり 130 円/ℓ を下回ることとなった場合には、元の税率水準に復元する。 	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	